

東日本大震災による大学等の被害状況とこれまでの取組

以下の状況は、各大学等の状況について、現時点までに文部科学省で把握している情報を暫定的に取りまとめたものである（状況は引き続き変化していくと思われることに留意）。

1. 教育機関における人的被害の状況

○死亡（人）

| | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 | 特別支援学校 | 専門学校 |
|----|-----|-----|-----|------|----|------|--------|--------|------|
| 国立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 公立 | 7 | 206 | 95 | 133 | 1 | 0 | 0 | 10 | 0 |
| 私立 | 68 | 0 | 0 | 6 | 37 | 3 | 0 | 0 | 4 |
| 計 | 75 | 206 | 95 | 139 | 45 | 3 | 1 | 10 | 4 |

○負傷（人）

| | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 | 特別支援学校 | 専門学校 |
|----|-----|-----|-----|------|----|------|--------|--------|------|
| 国立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公立 | 1 | 42 | 32 | 11 | 5 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 私立 | 3 | 0 | 0 | 6 | 83 | 0 | 0 | 0 | 35 |
| 計 | 4 | 42 | 32 | 17 | 98 | 0 | 0 | 3 | 35 |

（参考） 安否未確認者（人）

| | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 |
|----|----|------|--------|
| 国立 | 0 | 0 | 0 |
| 公立 | 0 | 2 | 0 |
| 私立 | 2 | 0 | 0 |

「安否未確認者」は、岩手、宮城福島に所在する大学（国立4校、公立7校、私立33校）の学生について、各大学が独自に安否の確認を実施しているものであり、各県が発表している「行方不明者」とは必ずしも一致しない。

2. 文部科学省における初動体制等

- 震災発生直後に「非常災害対策本部会議」と「原子力災害対策支援本部」を設置。
- 震災発生直後から、学生の安全確保について学校設置者、関係機関等に対し要請。

3. 教学面の対応

- 平成23年度当初の授業期間について、大学設置基準に定める学修時間を確保する方策を大学が講じていることを前提に、弾力的に取り扱って差し支えないことを通知した。

(1) 岩手・宮城・福島の3県の大学

- すべての大学が、始業を延期。8割以上の大学が5月以降に延期。

※前期の終了を遅らせて授業期間を確保する例

- ・岩手県立：4月22日～8月13日を授業期間
- ・岩手：5月9日に開始し、8月の休暇を挟んで、9月22日まで授業

【前期の授業開始時期（大学数）】

| | 4月当初 | 4月中 | 5月中 |
|----|-------|--------|---------|
| 国立 | - | - | 4 |
| 公立 | - | 2 | 5 |
| 私立 | 1 | 4 | 26 |
| 計 | 1(2%) | 6(14%) | 35(83%) |

(2) 上記3県を除く東北・関東の大学

- 約7割の大学が、通常とおり、4月はじめから授業実施。約3割が、始業を延期。

【前期の授業開始時期（大学数）】

| | 4月当初 | 4月中 | 5月中 |
|----|----------|---------|--------|
| 国立 | 16 | 5 | 3 |
| 公立 | 13 | 5 | 1 |
| 私立 | 248 | 73 | 29 |
| 計 | 277(70%) | 83(21%) | 33(8%) |

※例えば一部の学部のみ5月中再開とする場合も「5月中」に計上

その他の例（東工大：4月6日～7月28日を授業期間とするが、GWも授業を行い、7月半ば以降の授業を避ける。）

- また、国家資格のための受験資格等で大学等への在学を要件とするものについては、関係機関へ弾力的に取り扱うことができる旨の周知を図っている。

例：保健師，助産師，看護師，歯科衛生士，診療放射線技師，救急救命士，理学療法士，作業療法士，社会福祉士，介護福祉士，栄養士，調理師，保育士，自動車整備士

4. 学生への支援

(1) 経済的支援

- 日本学生支援機構が、震災により奨学金の貸与が必要となった学生を対象に、緊急・応急採用奨学金を申請受付。
- 入学金や授業料の徴収猶予・減免等について大学に要請（これまで、全国の多くの大学で、授業料減免、奨学金、宿舎支援などを実施）。

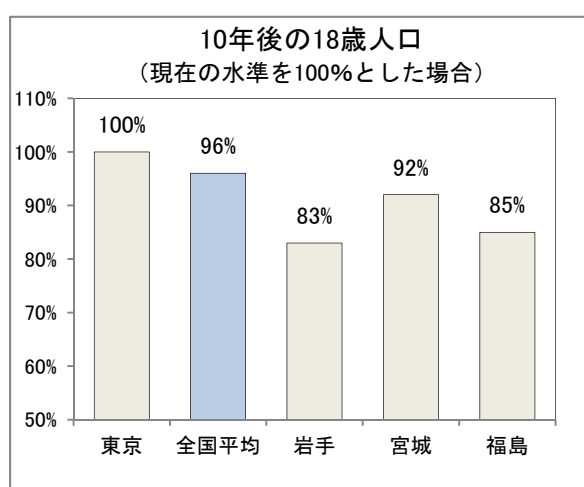
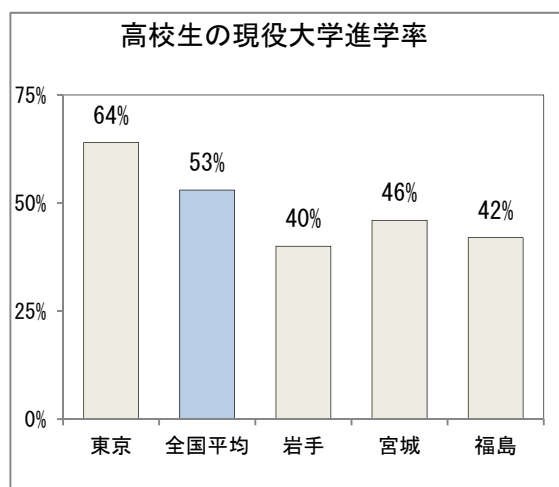
【大学として検討している経済支援】

| | 何らかに対応している大学 (%は回答大学に占める割合) | 対応の内訳（複数回答可） | | | | |
|----|--------------------------------|--------------|-----------|----------|------------------|----------------------|
| | | 授業料 減額 | 授業料 免除 | 納付 猶予 | 大学独 自の奨 学金 | 学生支援 機構の奨 学金周知 |
| 国立 | 86 (100.0%) | 43 | 81 | 66 | 36 | 81 |
| 公立 | 76 (75.2%) | 59 | 64 | 50 | 7 | 63 |
| 私立 | 223 (90.7%) | 157 | 138 | 168 | 121 | 195 |

※国公立は全大学を対象。私立は、東北・関東・甲信越を対象とし、報告のあった大学は246校。

【参考】

- 被災地の大学進学率は、他の地域より、約10%低い。
- 従来の統計でも、今後、東北の若年層は、全国を上回って減少すると想定。
- ⇒ 若者は、地域の将来の発展の担い手。その若者が経済的事情で進学を断念しないよう支援が不可欠。



(2) 就職活動への支援

- 内定取消を行わない等の配慮を主要経済団体に要請。また、厚生労働省と連携して内定取消の状況把握に努め、企業に雇用調整を行うよう助成金の活用を奨励。大学できめ細やかな就職相談を実施するよう依頼。

【採用内定取消等に関する事業者からの通知件数（H23.5.20 厚生労働省発表）】

- ・採用内定取消 大学生・短大生・専門学校生：134人
高校生を含むと345人（岩手 55人，宮城 50人，福島 80人，東京 83人）
- ・入職時期繰下げ
大学生・短大生・専門学校生：823人
中学・高校生を含むと2,079人（岩手160人，宮城309人，福島308人，東京649人）

(3) 留学生支援

- 一時帰国を余儀なくされた国費留学生に再渡日の航空券を支給（350人程度が対象となる見込み）。また、経済的困窮に陥った私費留学生で成績優秀な学生に学習奨励費を支給。

【東日本大震災に伴う外国人留学生（大学）の在籍・就学状況】

| 留学生を受け入れている全国の国公私立大学（70校）の留学生数（a） | | 大学所在地（通学圏内）にすることが確認できる留学生数（b） | 通学県内にいることが確認できる割合（c）=（b）/（a） |
|-----------------------------------|--------|-------------------------------|------------------------------|
| 20,376人 | | 17,643人 | 86.6% |
| 北海道 | 571人 | 558人 | 97.7% |
| 東北 | 2,316人 | 814人 | 35.1% |
| 関東 | 6,341人 | 5,527人 | 87.2% |
| 中部 | 2,499人 | 2,351人 | 94.1% |
| 近畿 | 3,604人 | 3,461人 | 96.0% |
| 中国 | 1,274人 | 1,229人 | 96.5% |
| 四国 | 618人 | 567人 | 91.7% |
| 九州 | 3,153人 | 3,136人 | 99.5% |

※国公私70校を対象に調査した集計。各大学で把握できたおおまかな数字である。なお、今年度の授業を開始していない大学もある（70大学のうち7校）ため、今後改めて調査を予定。

(4) ボランティア活動

- 学生が行うボランティア活動を行う場合の修学上の配慮や、安全確保の指導に努めることを大学に依頼。

【ボランティアの取組事例】

- 尚綱学院大学：学生サークルのメンバーが名取市の避難所で、子どもたちに絵本や童話の読み聞かせやふれあいコンサートを実施。
- 仙台大学：教員と学生が、亘理，女川，美里地区で医療・健康維持，瓦礫，泥の除去等のボランティアに従事。
- 東北福祉大学：名取市内の避難所にて，被災者の健康相談，高血圧外来補助等や，気仙沼市の避難所にて，避難住民の心のケアを実施。
- 宮城教育大学：教員養成の学生24人が石巻特別支援学校に出向き，被災した障害のある児童生徒の学習を支援。
- 山形大学：山形に避難してきている子どもの心のケア（読み聞かせ）を実施。
- 東京学芸大学：教育学部の学生がこどもの学習活動，遊び相手等の支援を行う「東日本大震災東京学芸大学教育支援ボランティア」活動を推進。

5. 東日本大震災に係る地域からの要望の例について（大学関係）

| | 岩 手 県 | 宮 城 県 | 福 島 県 |
|------------|---|--|---------------------------|
| 施設・設備の復旧関係 | ○大学施設，設備の復旧支援 | ○大学施設，設備の復旧支援 | ○大学施設，設備の復旧支援 |
| 学生支援関係 | ○被災学生に対する給付型奨学金制度の創設又は現行の貸与型奨学金枠拡充 | ○被災学生の入学金と授業料の免除 ○被災学生の無利子奨学金の優先採用 ○被災学生の家賃支援等 ○学生の内定取消し等に対する対策・支援 | |
| 施設の活用関係 | ○仮設住宅の設営用地提供 ○避難所として大学施設を開放 | ○自治体庁舎，保健福祉事務所，ボランティアセンター用地提供 ○自衛隊，ボランティアの宿営地提供 ○仮設診療所用地提供 ○ヘリポート用地提供 ○避難所として施設を開放 | ○避難所として大学施設を開放 |
| 附属病院関係 | ○医師等の派遣 ○仮設診療所の設置など医療復旧支援 | ○医師等の派遣 | ○医師等の派遣 ○住民への健康指導相談の対応 |
| 上記以外 | ○津波対策等防災に関するクラスター研究推進 ○防災計画の検証，新たな防災体制への立案 ○被災学校の子どものサポート，教材提供等 | | ○地方における高等教育機関の意義を踏まえた支援 |

※これまで県または市町村などから，地元大学または文部科学省になされたものを整理した。

6. 岩手県、宮城県、福島県における大学のこれまでの取組の例

- 岩手県、宮城県、福島県内では、各大学において様々な活動や取組がなされており、そのうちいくつかの事例を挙げると以下のとおりである。

岩手医科大学

(1) 教育研究等

- 4月28日（月）入学式

(2) 震災対応

【既に対応済みの段階】

- ①第1段階：初期の救急災害医療支援を実施。
- ②第2段階：県の災害医療対策本部内に「いわて災害医療支援ネットワークセンター」を設置し、医療支援を実施。最大5チームの避難所巡回医療を実施。その他心のケア、感染症、眼科、歯科チームの巡回医療を実施。

【第3段階から第5段階の医療供給体制を提案】

- ③第3段階：被災で診療施設を失った勤務医・開業医、医療救護チームが中心に岩手医科大学等と連携した「仮設診療所連携システム」の構築を提案。
- ④第4段階：機能が縮小している基幹拠点病院の回復。
- ⑤第5段階：地域復興・再生に伴う新たな医療提供体制の確立。

(大学では、第3段階から第5段階を包括して「岩手過疎地被災地医療モデル」の構築を提案)

岩手大学

(1) 教育研究等

- 5月9日（月）新入生歓迎の集い
- 新入生への入寮追加募集，卒業生のアパート退去延長を業界団体へ要請
- 復興支援ボランティア活動の単位認定
- 震災学生の経済的支援策の充実

(2) 震災対応

- 被災者用に職員宿舎を提供
- 仮設住宅用地として附属農場の一部提供を申出

(3) 復興支援

- 藤井学長が、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」委員長に就任
- 岩手県の復興貢献を全学的な取組として組織的・継続的な事業を実施する「岩手大学復興対策本部」を設置

(実施している事業の例)

- ・ 応急支援（避難所運営補助，物資提供，IT復旧支援）
- ・ 都市再生（防災計画の検証，新たな防災体制の立案）
- ・ 産業再生（農林水産業の被害調査，復興計画の立案）
- ・ 地域の教育・文化の支援（臨床心理士と連携した子どものサポート，文化財レスキュー活動）
- ・ 学生・教職員ボランティア派遣



ボランティア活動をする岩手大学の学生

石巻専修大学

(1) 教育研究等

- 5月20日（金）前期授業開始，5月22日（日）入学式
- 学生住居確保のため，石巻市周辺自治体への協力要請や，マスコミに対する情報提供を依頼
- 仙石線の不通や住居不足への対応として，通学支援バスの路線追加，増発
- 就職活動中の学生に対する学内及び専修大学のフォロー体制を強化

(2) 震災対応

- 被災者最多受入人数約1,200人超（うち石巻専修大学学生約200人），備蓄食糧等を提供
- 石巻社会福祉協議会と連携し，ボランティアセンターを大学内に設置
- 体育館を日本赤十字社救護所や宮城県石巻合同庁舎・保健福祉事務所に開放
- 多目的グラウンド等を自衛隊やボランティアの宿营地や自衛隊，消防，医療，国連世界食糧計画（WFP）等の倉庫やヘリポートとして開放
- 教室等を石巻赤十字看護専門学校に提供
- 地域に根差した総合的な研究を通じた教育・文化活動の支援，地域再生の支援（復興共生プロジェクト）を立ち上げ



雨天体育場をボランティアセンターの物資保管庫に開放

陸上競技場をボランティアの宿营地に開放

駐車場を国連世界食糧計画の物資保管庫(仮設テント)に開放

石巻専修大学における施設提供の様子

東北大学

(1) 教育研究等

- 5月6日（金）入学式
- 学部、大学院における卒業論文、修了論文作成等のために必要な実験装置が、今後使用可能となるまでの間の対応を検討
- プレハブ校舎等を活用した施設復興のための代替研究施設の確保に向けた今後の対応
- 内定取消や就職を希望する学生に対する就職支援対策の強化

(2) 震災対応

【附属病院関係】

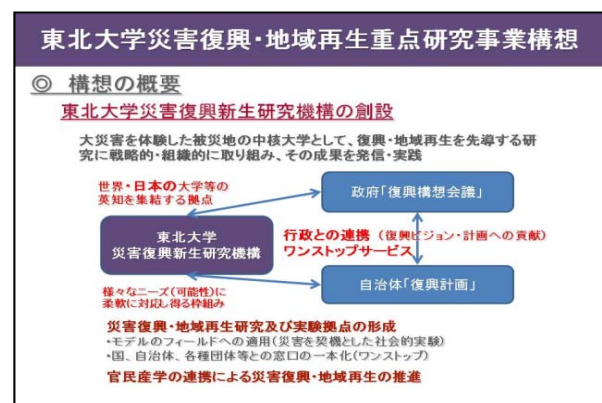
- 震災直後より、仙台市周辺からの患者の受け入れ並びに機能不全に陥った県内病院からの患者受入れを実施
- 県内・外病院への医師派遣、避難所への医療チームを派遣・斡旋、医療物資・食料の提供
- スクリーニング、除染など、放射線被ばく者に24時間体制で対応

【放射線モニタリング関係】

- 本学原子科学安全専門委員会を中心に県内外の各自治体の要請に応え、野菜、原乳、土壌、海水等の放射線量の測定及び情報提供を実施

【震災に対応する新たな取組】

- 東北大学の教育研究機能が壊滅状態にあるといった極端なイメージを早期に払拭すべく、大学からのより積極的な情報発信等の実施
- 政府や自治体と連携した災害復興・地域再生重点研究事業構想による復興プランの策定
 - ・「東北大学災害復興新生研究機構」の創設
 - ・災害科学国際研究拠点設置に向けた活動を展開
- 総長が「宮城県震災復興会議」副議長に就任



いわき明星大学

(1) 教育研究等

○5月14日（土）に入学式，16日（月）に授業再開

(2) 震災対応

○地震の影響で校舎が使用不能になった福島県立湯本高校への校舎の貸出し（全校生徒928人の受入れ，5月11日から）

○近隣小学生のメンタルケアにつき，明星大学心理相談センターの協力を得ていわき市教委と協議予定

○楡葉町役場の仮庁舎「楡葉町災害対策本部いわき出張所」として，大学会館施設を貸出し

○いわき市及び福島県浜通りにおいて，地域の高等教育機関と連携した地域の復興支援を構想中

福島県立医科大学

(1) 教育研究等

○5月6日（金）入学式，5月9日（月）新学期

○長期・広範囲に亘る県民健康管理調査の実施を検討

○放射能の正しい知識伝達のための「リスク・コミュニケーター」育成体制を構築

(2) 震災対応

○外来448人，入院284人の患者を受入れ

○原発20～30km圏内の患者（441人）の広域搬送

○避難所支援として，エコノミークラス症候群，心のケア，小児・感染対策，循環器疾患，保健支援の5チームを派遣

○屋内退避の要介護者159人に対する医療支援

(3) 原発災害対応

○大量被ばく時の患者搬送・受入体制の準備

○地域医療機関への看護師の派遣

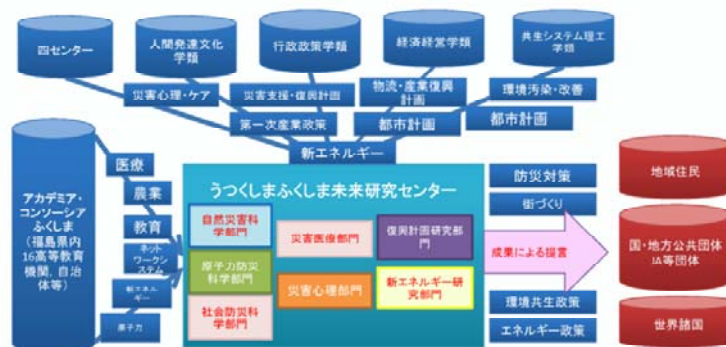
福島大学

(1) 教育研究等

- 5月9日（月）新入生を迎える会
- 学生に対し避難所での学習・生活支援等の積極的なボランティアを推奨
- 就職支援対策強化（5月20日時点：内定取消5件）
 - ・国立大学協会ほか、経済同友会など福島県内9団体へ就職支援要請
 - ・就職活動に関する交通費支援（上限1人12,000円）
- 学生・生徒の支援及び復興活動を目的とした福島大学震災義援金の立上げ

(2) 震災対応

- 避難所開設（最多受入）：金谷川キャンパス126人，附属中学校62人，附属小学校3人。学生ボランティア約70人が避難所で支援活動
- 放射線検査医師・研究者等の宿泊用として附属特別支援学校を提供。福島県職員の宿泊・仮眠用として市内厚生施設等を提供。他大学学生ボランティアへ宿泊用として合宿研修所を提供。
- 世界的な災害科学の拠点として，また，将来の災害に対する復興支援の方策を発信する「うつくしまふくしま未来支援センター」を設置。



うつくしまふくしま未来支援センターの概念

(3) 原発災害対応

- 県内放射線量のモニタリングとその結果の公表
- 「福島県復興ビジョン検討委員会」の座長及び座長代行に教員が就任
- ラジオゾンデによる大気の放射線観測とその結果の公表
- 福島市等への放射線計測器貸与及び計測指導
- 計画的避難区域避難者の住居用に教職員用宿舎を提供
- 放射線被ばくの健康影響に関する講演会を大学を会場に実施
- 附属中学校・幼稚園の校庭及び園庭の表土入れ替え工事予定

7. 被災地への支援

(1) 大学病院による取組

- 国公立の全大学病院に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請
※最大で57大学79チーム(延べ346名)が活動。
- 各大学病院への被災県の大学病院への医師・看護師等の派遣を依頼。
※国公立の大学病院より、5月11日現在でのべ3,883人(国立2,072人, 公立359人, 私立1,452人)の医師, 看護師等が派遣された。
- 全国の大学病院から, 弘前大, 岩手医科大, 秋田大, 山形大, 東北大, 福島医大の6大学病院に対し, 医薬品・燃料・食糧等を支援。
- 福島県にて, 放射線測定を実施するため, 各大学病院がチームを派遣(3月15日~)。

(2) 被災地・被災者への支援

①被災地からの要請を受け, 宿泊施設等への被災者の受け入れを実施

【受入実績例】

- 八戸高等専門学校: 避難所のニーズに応じた支援物資の収集・輸送・配付活動を自治体(岩手県九戸郡野田村)と連携し実施。
- 福島大学: 被災者126名
- 石巻専修大学: 被災者約1,000名, 石巻市(ボランティアセンター)や宮城県(合同庁舎仮事務所), 自衛隊(駐留地)等に施設等を提供
- 武蔵丘短期大学: 福島県双葉町の集団避難者約1,400人に対し, ボランティアによる炊き出しを実施

②多くの大学が被災地のニーズに応じた救援物資, 専門家等を輸送・提供

【支援事例】

- 福島県立医科大学: (7)附属病院にて, 避難者へのスクリーニング提供等, 被災者に対する治療拠点として機能, (イ)家庭医, 小児科医, 心のケアの医療チームが県内の避難所を巡回。
- 茨城県立医療大学: 被災者医療対応とスクリーニング活動等のために水戸保健所及び土浦保健所に診療放射線技師を派遣。
- 金沢工業大学: 約2万食分の非常食を被災地へ提供。
- 長崎大学: 海洋観測実習等のための練習船により, 物流が停滞する中で, 小名浜港(福島県)と宮古港(岩手県)を經由し, 被災者に支援物資を輸送。

8. 電力需給対策

- 政府の「電力需給緊急対策本部」で5月13日に「夏期の電力需給対策について」が決定され、文部科学省から東北・東京電力管内の大学に、電力需要抑制対策の取組を依頼している。

「夏期の電力需給対策について」のポイント

(1) 基本的な考え方

- 東日本大震災により東北・東京電力管内の電力供給力が大幅に減少し、今夏には電力不足が深刻化すると考えられる。このため、供給面の積み増しを踏まえ、需要抑制目標を設定。
- 計画停電は不実施の状態を維持し、万が一の緊急時のセーフティネットと位置付け。

(2) 需要対策

① 需要抑制目標

- 東北・東京電力管内全域において、需要抑制率▲15%を目標。
- そのため、大口需要家（契約電力500kW以上）、小口需要家（契約電力500kW未満）、家庭のいずれとも▲15%を目標。

② 対策の内容

(ア) 大口需要家の大学の場合（電力会社との契約単位で需要家となるため、キャンパスごとに受電契約をしている場合は、それぞれのキャンパスが対象）

○ 電気事業法第27条により、電気の使用制限等の措置が適用される。

【期間・時間帯】 東京電力：平成23年7月1日～9月22日（平日）の9時から20時

東北電力：平成23年7月1日～9月 9日（平日）の9時から20時

【具体的内容】

- ・ 原則、昨年の使用最大電力の値から15%削減した値を使用電力の上限とする
- ・ 15%抑制を達成するための具体的な対策の計画を策定する。
- ・ 「共同使用制限スキーム」により、複数キャンパス・大学が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことを可能とする。
- ・ 被災地の取扱いなど、適用除外や削減率（15%）の軽減等について、更に検討する。

(イ) 小口需要家の大学の場合

- 電気事業法による使用制限は課されないが、具体的な抑制目標と具体的取組に関し、自主的な計画を策定・公表・実施する。

(3) 今後の流れ

- 使用制限に関する詳細の決定（経済産業省令、告示で示される予定）
- それぞれの大口需要家に対し、使用最大電力を通知

※ 「夏期の電力需給対策について」の詳細は、文部科学省のウェブサイト (www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1306046.htm) に掲載されています。



22文科高第1254号
平成23年3月14日

各国公立大学長
各公私立短期大学長 殿
各国公私立高等専門学校長

文部科学副大臣
鈴木 寛

(印影印刷)

東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について（通知）

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災した学生等の修学の機会を確保する観点から、修学困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構が奨学金事業を実施しており、特に家計が急変した学生等を対象に、緊急採用(第一種)奨学金及び応急採用(第二種)奨学金の申込みを随時受け付けておりますので、支援を必要とする学生等やその保護者がそれらを活用できるよう、それらの具体的内容及び利用方法について、学生等やその保護者への周知を図るようお願いします。

また、授業料等の納付が困難となった学生等に対しては、各大学等における経済的支援に関する制度等の活用や、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実を図り、大学等で学ぶ意欲のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、配慮をお願いします。

被災した学生等の単位の認定、学位及び卒業の認定等にあたっては、弾力的に対処し、進学・就職等に不利益が生じないように、配慮をお願いします。また、今回の災害の影響による採用内定取り消し等の状況把握に努めるとともに、現在就職活動中の学生等に対しても、ハローワーク等関係機関と連携しつつ、一層の就職支援への配慮をお願いします。

なお、被災による心的ストレスを抱える学生（留学生を含む。）等の把握に努め、状況に応じて地域の医療機関等とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応をお願いします。

事務連絡
平成 23 年 3 月 25 日

各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局大学振興課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成 23 年度学事日程等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う、被災した学生等の修学上の配慮として、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成 23 年度大学入学者選抜における対応について(平成 23 年 3 月 18 日文部科学副大臣通知)」により、入学式等の日程変更など、各大学の実情に応じて、最大限柔軟な措置についての検討等をお願いしているところです。

また、東北地方太平洋沖地震や計画停電等の影響により、4 月から授業を開始できない等の状況が生じている大学もあります。このような状況を受け、当該大学における当面の学事日程等に関する留意事項について、下記のとおりお知らせ致しますので、十分御留意いただき、各大学において適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、被災地域においては、今後の見通しが現段階では不明な大学もあり、当該大学の学事日程等の取扱いに関しては、今後の施設設備の復旧や、安全確保等の進捗状況を踏まえ、別途、ご相談いただけるよう、お願いいたします。

記

平成 23 年度当初の授業期間については、東北地方太平洋沖地震の影響等に鑑み、1 単位の学修時間が 45 時間である単位制度の趣旨を踏まえ、補講授業、インターネット等を活用した学修、課題研究等を活用し、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 21 条等で定める学修時間を確保するための方策を大学が講じていることを前提に、10 週又は 15 週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこととすること。

その際、大学の教育活動の実施にあたっては、修業年限に係る学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 87 条等の趣旨を踏まえ、長期的な見通しの下、計画的な実施に努めること。

○本件に関する連絡先
高等教育局大学振興課
TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2493) FAX : 03-6734-3392

23文科高第7号
平成23年4月1日

各国公立大学長
各公立短期大学長 殿
各国公立高等専門学校長

文部科学副大臣
鈴木 寛

(印影印刷)

東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について（通知）

このたびの東北地方太平洋沖地震等により被害や影響を受けている大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）においては、被災した学生の修学上の配慮等について、文部科学省から発出した通知等を踏まえ、既に様々な対応を講じていただいておりますこと改めて感謝申し上げます次第です。

今後、災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する学生が出てくることを見込まれます。

学生が、大学等の内外において、学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の円滑な社会への移行促進の観点から意義があるものであることから、被災地等でボランティア活動を希望する学生が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記の諸点にも配慮して、引き続き学生への指導等をよろしくお願い申し上げます。

記

1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価、休学した場合のきめ細かな履修対応などを通じ、学生がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与することができること。

ボランティア活動のため休学する場合、その期間の学費の取扱など学生の便宜のための必要な配慮を図ることが考えられること。

2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供

ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する学生に対し事前に安全管理の徹底やボランティア保険等（参考1「学生ボランティア活動に関わる保険の例」参照）への加入を呼びかけるなど適切

な指導に努めること。

被災地における状況や学生ボランティアによる支援要請等に関する情報について、文部科学省ポータルサイト（参考2「子どもの学び支援ポータルサイト」参照）などを活用しつつ、学生に情報提供を行うこと。

【1. ボランティア活動のための修学上の配慮について】

大学振興課法規係

電話：03-5253-4111（内線2493）

【2. ボランティア活動に関する情報提供及び安全確保について】

学生・留学生課厚生係

電話：03-5253-4111（内線2519）



23文科高第43号
平成23年4月8日

各国公立大学長
各公立短期大学長
各国公立高等専門学校長 殿
各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長

文部科学副大臣
鈴木 寛

(印影印刷)

東日本大震災に伴う学生等への支援について（通知）

東日本大震災等により被害や影響を受けている大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「大学等」という。）においては、被災した学生・生徒（以下「学生等」という。）の修学上の配慮等について、文部科学省から発出した通知等を踏まえ、既に様々な対応を講じていただいているところです。

このたび、平成23年度の各大学等での留学生を含む学生等への支援等について、下記の諸点にも配慮して、引き続き御努力いただきますようお願い申し上げます。

また、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、このことについて所管の専修学校及び各種学校に対して、周知をお願いします。

記

1. 留学生に対する配慮

留学生については、文部科学省、(独)日本学生支援機構や各大学等における経済的支援制度の活用、授業料の納付期限の猶予等の弾力的な取扱、相談体制の充実等について引き続き配慮すること。

母国等からの渡航延期勧告や退避勧告等により、渡日できない又は、大学等に通学できない留学生に対し、入学手続期間の延長、授業開始時期の柔軟な設定、及び履修登録期間の延長等、特段の配慮を行うこと。

さらに、文部科学省では、東日本大震災に関連する外国人留学生への情報提供に努めているところであり、留学生が安心して円滑に再渡日できるように、これらを活用した地震等に関する正確な情報の提供や、再入国の際に必要な手続の周知等についても対応すること。

(別紙参照)

2. 学生等に対する経済的支援等

被災の影響を受ける学生等については、これまでの通知で周知してきた緊急採用奨学金及び応急採用奨学金、授業料猶予免除制度、授業料納付時期の猶予等の経済的支援制度を活用し、学生等の実態に即したきめ細かい対応が求められること。特にこれらの取組を講じてもなお経済的に厳しい学生等については、授業料減免や奨学金等の各種の経済的支援を重複して受給できるように、学内の関係部局が連携して対応すること。

また、通学のための交通機関の確保や被災した学生等の住環境の確保について、関係事業者等と連携し、必要な情報提供や斡旋・保証等を行うなどの対応をすること。

【1. 留学生に対する配慮について】

学生・留学生課留学生交流室政策調査係

電話：03-5253-4111（内線3360）

【2. 学生に対する経済的支援等について】

学生・留学生課法規係

電話：03-5253-4111（内線3050）

【専修学校・各種学校に関することについて】

生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

電話：03-5253-4111（内線2939）

(別紙)

東日本大震災に関する外国人留学生への支援等について

文部科学省では、東日本大震災で被災された外国人留学生の方々に対して、以下の支援を行うこととしましたので、お知らせします。

今後とも、留学生の状況に応じたきめ細かな方策を検討してまいります。

【国費留学生】

1. 国費留学生として日本で勉学されている留学生のうち、今回の震災により一時帰国を余儀なくされた留学生(災害救助法適用市町村のうち、継続的に救助を必要とする地域に在住。その他学長が認める者。)が、日本に再渡日するための航空券を支給します。
(4月7日(木)に対象大学等に通知を発出予定。照会先:国費留学生係(内03-6734-3052))

※(財)交流協会により奨学金等を支給されている台湾からの留学生については、(財)交流協会を通じて日本に再渡日するための航空運賃を支援。(4月7日(木)に対象学生に周知予定。照会先:(財)交流協会総務部(工谷)、電話:03-5573-2600(内14))

【私費留学生】

2. 私費留学生として日本で勉学されている留学生のうち、今回の震災により経済的困窮に陥った成績優秀な留学生(災害救助法適用市町村のうち、継続的に救助を必要とする地域に在住。成績基準等は私費外国人留学生学習奨励費受給基準と同じ。)を対象に、1学期分(4月~7月)の私費外国人留学生学習奨励費の追加募集を実施します。((独)日本学生支援機構を通じて実施。)
(4月8日(金)に対象大学等に追加募集通知を発出予定。
照会先:(独)日本学生支援機構留学生事業部国際奨学課(秋保、太田)
電話:03-5520-6030)

なお、今回の震災によりお住まいを失われた方等を対象に、「被災者生活再建支援制度」等の被災者支援に関する各種制度があります。

本制度は、外国人留学生も対象となります。

(財団法人都道府県会館 <http://www.tkai.jp/shienjigyo/index.html>)

<参考：これまでに外国人留学生に対して実施している主な支援策>

【外国人向け情報発信について】

3. 文部科学省、(独)日本学生支援機構ホームページを通じ、外国人留学生向けの情報提供を実施しています。(必要に応じて官邸、外務省、法務省、各大学等のHPとリンク)

(1) 文部科学省HP

日本語：http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/index.htm

英語：<http://www.mext.go.jp/english/topics/1303717.htm>

中国語：http://www.mext.go.jp/english/radioactivity_level/detail/1303963.htm

韓国語：http://www.mext.go.jp/english/radioactivity_level/detail/1303964.htm

(情報提供例)

①平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等に関する外国人留学生への情報提供について

日本語：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303884.htm

英語：<http://www.mext.go.jp/english/news/1304086.htm>

②東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について(通知)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303623.htm

③IIE(米国国際教育研究所)からのお知らせ(東北地方太平洋沖地震により実家等が被災された、現在米国へ留学中の学生に対する支援について)

※IIE(米国国際教育研究所)HPへリンク

<http://www.iie.org/en/What-We-Do/Emergency-Assistance/Japan-EAF>

(2)(独)日本学生支援機構(http://www.jasso.go.jp/site/links_e_saigai.html)や各大学からも情報提供が行われており、大阪大学世界言語研究センター(<http://riwl-disaster.info/>)と東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター(http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/2011/03/post_172.html)では17カ国語での情報を提供。また、慶応義塾大学のwide(<http://www.wide.ad.jp/>)プロジェクトでは8カ国語での情報を提供。

【再入国ビザ取得について】

4. 今回の震災で、多くの留学生の方々が、我が国への再入国許可を取得されずに一時帰国されています。このような留学生の再入国に当たっては、法務省、外務省から、手続の簡略化や特別措置を取る旨、発表されています。

(1) 震災の発生により途中帰国した外国人留学生の方へ(法務省 HP へリンク)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00026.html

(2) 東北地方太平洋沖地震により再入国許可を取得せずに出国した留学生の方へ(外務省 HP へリンク)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/saigai/pdfs/ryuugakusei.pdf>

【緊急援助について】

5. 今回の震災により被災した対象大学の留学生約1000人に緊急援助(平成23年3月)を行った。(学部125千円、修士154千円、博士155千円)

【留学生及び学業への対応について(各種通知等)】

6. 留学生を含め、今回の地震で被災した学生等への配慮(授業料等の納付時期の弾力的取扱い、単位認定等の弾力的対処、メンタルヘルスへの適切な対応等)

(3月14日付け、鈴木副大臣発出・各大学長宛通知「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について」)

(3月14日付け、生涯学習政策局生涯学習推進課長発出・各都道府県専修学校各種学校主管課長及び各都道府県教育委員会専修学校・各種学校主管課長宛通知「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について」)

7. 国費留学生、留学生交流支援制度(短期受入れ、短期派遣)及び私費外国人留学生学習奨励費受給者について、国内外への移動、大学事務局等の閉鎖による在籍確認、一時離日や再渡日困難等による支給期間の変更等についての柔軟な対応((独)日本学生支援機構から大学等へ事務連絡(3月22日、25日及び31日))

【その他、(独)日本学生支援機構による支援】

8. (独)日本学生支援機構では、3月19日より留学生のための相談窓口を開設しています。

(東北地方太平洋沖地震に関する外国人留学生相談窓口:(電話)03-5520-6036)

なお、4月に渡日予定の国費留学生については、渡日後、日本語を勉強される関係大学等において、以下のとおり、受入時期が変更になっていますので御留意ください。

* 東京外国語大学と大阪大学の学部留学生 4月6日→4月17日

* 日本学生支援機構東京日本語教育センター 4月4日→4月18日

* 文化外国語専門学校 4月3日→4月16日

(了)